

令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人新潟大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和6年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進した。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている③船舶の調達に係る契約、④-1 建築物の設計に関する契約並びに④-2 建築物の維持管理に関する契約について、該当する案件はなかった。